
第四回 貝類トレーサビリティガイドライン策定委員会 議事録

日 時：2005年3月9日 水曜日 13：30～17：00

場 所：航空会館 506号会議室

1 ご挨拶

農水省A 産地の偽装表示などの問題があったということを踏まえて、カキとホタテについて、他の水産物に先行してやっている。産地側の強い期待もあると思うし、全体として食品安全行政の中での位置付けという点でも、重要性があると思う。

2 議 事

(1) アンケート調査の結果について

委員A 加工・卸売業者へのアンケート結果については、報告書に載せるのか。

事務局 集計してコメントをつけたものを、報告書に入れさせていただく。

(2) 「公開評価版」への意見募集の結果報告とガイドライン案の検討

①「浄化処理の方法」の記載

委員B 記録項目の件について、「浄化処理の方法」の浄化時間が22時間となっているが、時間はどうするのか。

委員C ○^{まる}時間の方がいいのではないかな。

②識別記号とロットについて

委員D シリアル番号というのはどういう番号のことをいうのか。また識別記号は、どんな形で使われているのか。

事務局 識別記号は、いわゆるロットを識別するための記録。

委員D ロットにまとめられるのはどの位の数がまとめられるのか。

事務局 今回のガイドラインでは、ロットの範囲についてルールは設けていないが、取り組む時にどの範囲のものまでを統合していいのかというルールを、取り組む人たちで設定するというにすれば、どの範囲までにするかはその目的による、ということを書いている。

委員A ロットは小さい方がいい。事故が起きた時に、回収する範囲が広がってしまう。だけど、技術的な問題とか色々あって、ある程度大きくなってしまおう。

委員D ロットについても、消費者にも認識を持ってもらうように、情報を流してもらいたい。

委員A これは、リーフレットにするのか。

オブザーバー 普及啓発の面で、パンフレット等はある。ロットの統合や分割といったこ

とは、分かりやすいパンフレットやリーフレットを作って、消費者の方にも大いに見て頂く以外に、手はないと思う。

事務局 ガイドラインに加えるということになると「消費者に対する生産流通履歴情報の提供方法」の中に、ロットの考え方等についても説明を分かりやすく加える、というような一文を入れさせていただく。

③消費者に対する情報提供

委員D パックされたものは表示があるのだが、スーパーで大箱から小分けにして出した場合は、産地表示と日付くらいであとは何にも付いていない。

委員E それは、スーパーや小売店の店員さんに質問して聞く、ということではだめか。

委員D 聞いても分からない。消費者もそうだが、販売する人にもちゃんと情報を流して頂かないと、消費者が危険になる場合がある。

オブザーバー 今度作った消費者向けの普及啓発のパンフレットは、純な消費者に分かって頂くためのものだ。今のような話は、ある程度知識を持った方からしか出てこない。各団体さんや大手量販店さんにお配りしているので、そういうのをまずは見ていただきたい。

事務局 今回作成するリーフレットは、消費者向けということは考えていない。必要であれば、また検討させて頂きたいと思うが。

農水省B このガイドラインの目的は、業者向けのガイドラインなので、(消費者など)一般的な部分というのは、また別のところでやる。

④「注入水の塩分濃度」の記録

委員E 20 ページの「注入水の塩分濃度、〇%」で、記録の必要性のレベルが「必須」になっているが、「推奨」レベルでいいと思う。トレーサビリティに直接関係はないので。

事務局 事務局として「必須」に入れていた意図は、産地表示の信憑性ということで、物量会計をシステムに組み込む時に必要だと思ったのだが、確かにそういう目的だけでやるわけではないから、「推奨」にさせていただく。

⑤「衛生検査による判定結果」の記録

委員E 19 ページの衛生検査の判定結果や、24 ページの貝毒検査結果についても、品質管理の方で検査しているので、「必須」ではなく「推奨」でいいのではないかと。

事務局 検査は必須だが、トレーサビリティの記録としては「推奨」という意味か。

委員E ノロウイルスや大腸菌群も、品質管理の面でやれているはずなので、トレーサビリティと品質管理は、別にした方がいいのではないかと。食品全体のガイドラインの中にも、「トレーサビリティシステムは、あくまで食品とその情報の追跡、遡及のためのシステムであり、製造工程での安全性(衛生)管理や品質管理、環境管理を直接的に行うものではない。」という文言も出ている。

委員F 貝毒検査は法律上、必ずやらなければいけないので貝毒検査結果は「必須」じゃないとだめではないか。ノロウィルスは自主検査だから「推奨」でいいと思う。

委員A 検査は必須だから、敢えて「推奨」にする必要はないのではないか。

委員E 品質管理の方で必須項目として必ず記録があるはずなので、そちらを見ればいいと思う。

委員A トレーサビリティの場合、安全性というものを追求できるという意味からすれば、この辺の記録というのは、あるべきではないかと思う。

委員C そうすると、カキの大腸菌検査も「必須」になるのか。

事務局 「必須」にして、ここでいう「必須」というのは、トレーサビリティ「必須」というよりも、品質管理上、法的に義務付けられているという意味だということを、「○」の右側に脚注として入れさせていただく。

⑥商品に対する「トレーサビリティ」の表示

農水省B トレーサビリティというその名乗り方について。公正取引委員会は鶏卵の表示に関する実態調査のなかで、トレーサビリティを優良表示と見ている。一つは、流通段階までトレーサビリティが出来ていないのに、商品に「トレーサビリティ」と表示した場合、優良誤認に当たっていると見ている。もう一つは、トレーサビリティと書いた以上、品質的な優位性を示すのが望ましい、と言っている。トレーサビリティとは基本的には、情報を伝達するのであって、品質的な優位性は直接関係ない。Q&Aを書く時に、表示するのか業者間取引の名乗りにするのかを書いた方がいい。表示する場合には、注意が必要だ。

事務局 流通段階というのは、小売までやらなければいけないということか。

農水省B トレーサビリティが出来ている、ということを消費段階で表示するということは、フードチェーンを通じて出来ているということだ。だから、生産履歴は分かるが、中間流通業者は不明で、小売店頭でその生産履歴を消費者が確認できる場合は、フードチェーンを通じてトレーサビリティが出来ているとは言えない。

委員C 流通ルートとなると、ハードルが高い。このガイドラインでは、どこまでやるかは関係者で決めてよい、ということになっている。

事務局 一般市場に売る可能性のある商品に関しては、トレーサビリティ適用という表示は出来なくなる。プライベートブランド(PB)みたいなものでないと、現実的には難しいかもしれない。

委員F 記録の追記が出来ないと無理だ。加工業者が(パックを)作った時には、販売相手が全然わからない。

農水省B 例えば二次元コードか何かで、情報がデータベースに入っていて、情報が追加されていくようなシステムになっていけばいい。

事務局 それも例えば、中央市場の卸や仲卸が、記録を追加するような形にならないとだめだと思う。

委員A だからそこで、IC タグとかが出てくる。

委員F 流通の記録は、消費者の方にとってあまり意味がないような気がする。

事務局 商品を回収しなければいけないという時に、いち早く小売店まで追跡できる。

委員G 今、ノルウェーでやっている「トレースフィッシュ」は、それぞれがワンナップ・ワンダウンの記録を持っていなさい、ということが言われていて、一般化していく時には非常にやり易いやり方だと思う。チェーンになっていないと、そのシステムはトレーサビリティとして認知されないということになるのは、違うような気がする。

事務局 Q&A の文面については、農水省と相談させて頂きたい。

(3) リーフレット原案について

①トレーニング

委員A やはりトレーニングが重要で、従業員のトレーニング用の資料として必要なのではないか。例えば、講習会用の資料とか。

事務局 簡単にやって頂くのであれば、リーフレットをコピーして使って頂きたい。みっちりやって頂くのなら、ガイドラインを読んでいただきたい。

②消費者向けのリーフレット

委員A 読者対象に今のところ消費者は入っていないが、消費者の声も反映されるようなリーフレットというのは要るかもしれない。

事務局 他にもこういうパンフレット（例えば、JAS 協会が作成しているもの）がある、ということを書く。

(4) ガイドラインの普及方策

事務局 基本的には、漁連や県庁からリーフレットを配って頂くということを考えている。消費者団体にもお願いする。

(5) 今後のスケジュール

事務局 今日頂いた意見をもとに来週までにガイドライン案を修正して、最終完成候補版を作成し、メール等でお配りする。それから一週間くらい時間をとり、ご異論がなければプレスリリースをさせて頂き、正式公開とさせて頂きたい。また、報告書に関しては、事務局に一任させて頂く。

4 閉 会